

建 第 2 8 3 号
令和6年7月31日

(一社) 奈良県建築士会 会長 様

奈良県 県土マネジメント部
まちづくり推進局 建築安全課長
(公 印 省 略)

建築計画概要書等の電子化実施に伴う窓口対応への影響について (周知依頼)

平素は、本県の建築行政の推進にご理解・ご協力いただき、有り難うございます。

当課では、県民の利便性向上等をはかるため、業務のデジタル化に向けた取り組みを実施しているところです。

建築基準法第93条の2の規定に基づき窓口で閲覧いただいている建築計画概要書等について、今年度より電子化に向けた作業を行うため、別紙のとおり、窓口における閲覧対応に影響が出てまいります。

各窓口における、閲覧対応に影響がある期間及び対応方法についての詳細は、8月頃、県建築安全課ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/61723.htm>) にて公開予定です。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。また、この旨、会員様に周知いただきますようお願いいたします。

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局
建築安全課 建築指導係 松本、堀
E-mail : kenchiku@office.pref.nara.lg.jp
TEL : 0742-27-7574

建築計画概要書等の電子化 概要

以下のとおり、建築計画概要書等の電子化業務を実施いたします。それに伴い、各窓口における閲覧対応に影響が出てまいります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 閲覧対応に影響がある期間及び窓口の対応について

建築計画概要書等の電子化業務の業務期間は、令和6年8月～令和9年3月です。

電子化作業は、下記対象窓口で順次行う予定であり、一時的に、委託業者が建築計画概要書等を持ち出して作業を行う必要があるため、窓口には建築計画概要書等が無い期間が発生いたします。窓口には無い建築計画概要書等であっても、閲覧申請の受付はいたしますが、閲覧までに通常よりも多くの時間を要することが想定されます。

各窓口における、閲覧対応に影響がある期間及び対応方法についての詳細は、県建築安全課ホームページにて、8月頃、公開いたします。

県建築安全課ホームページ URL : <https://www.pref.nara.jp/61723.htm>

2. 対象窓口

| 対象窓口 | 所管地域 | 所管する建築物の規模 |
|---|--|---|
| 建築安全課 建築指導係 奈良市登大路町 30 (TEL:0742-27-7574) | 奈良市・橿原市・生駒市以外の 奈良県全域 | 階数 4 以上 もしくは 延べ面積 2,000 m ² 超 |
| 郡山土木事務所 建築課 大和郡山市満願寺町 60-1 (TEL:0743-51-0209) | 大和郡山市・天理市・山添村・平 群町・三郷町・斑鳩町・安堵町 | 上記以外 |
| 高田土木事務所 建築課 大和高田市東中 2 丁目 2 番 1 号 (TEL:0745-44-3877) | 大和高田市・五條市・御所市・香 芝市・葛城市・上牧町・王寺町・ 広陵町・河合町・野迫川村・十津 川村 | |
| 中和土木事務所 建築課 橿原市常磐町 605 番地の 5 (TEL:0744-48-3079) | 桜井市・宇陀市・川西町・三宅町・ 田原本町・曾爾村・御杖村・高取 町・明日香村・吉野町・大淀町・ 下市町・黒滝村・天川村・下北山 村・上北山村・川上村・東吉野村 | |